

議案第 5 2 号

筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部を改正する条例

(筑西市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 筑西市印鑑条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 6 号中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民であって、本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されないものを含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条第 1 項の表印鑑登録者の項を次のように改める。

印鑑登録者	申請補助端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された庁舎内に設置する端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の申請の受付及び申請を受領する機能を有するものをいう。）により交付の申請をする方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明
-------	--	---

書（以下「個人番号カード等」という。）

第12条第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

（筑西市手数料条例の一部改正）

第2条 筑西市手数料条例（平成17年条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票等	住民票の写し（世帯全員又は一部）の交付手数料	1通につき250円。ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用による多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により住民票等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき200円
------	------------------------	--

を

「

住民票等	住民票の写し（世帯全員又は一部）の交付手数料	1通につき250円。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）の利用による多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により住民票等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき200円
------	------------------------	---

に、

印鑑登録	印鑑登録証明手数料	1通につき250円。ただし、個人番号カードの利用による多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円
------	-----------	--

を

印鑑登録	印鑑登録証明手数料	1通につき250円。ただし、個人番号カード等の利用による多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円
------	-----------	---

に、

税	住民税課税・非課税証明手数料	1通につき200円。ただし、個人番号カードの利用による多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円
---	----------------	--

を

税	住民税課税・非課税証明手数料	1通につき200円。ただし、個人番号カード等の利用による多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円
---	----------------	---

に

改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。